

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後	改正前	備考																											
<p>愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用</p> <p>愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）の取扱については、この運用の定めるところによる。</p> <p>第1～5（略）</p> <p>第6 評価方法 事業課等は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を審査して評価案を作成する。評価案は別表9でまとめる。 各項目の評価方法については以下のとおりとする。</p> <p>1 「技術提案」の評価方法 簡易型方式競争入札の技術提案の評価方法は、原則次のとおりとするが、これによりがたい場合は、他の評価方法とすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 各提案の内容を以下により評価し、評価点を決定する。</p> <table border="1" data-bbox="320 884 1350 1325"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内 容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>・標準案と同等のもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられ、内容も適切と考えられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>・課題に対して適切な提案となっていないもの等。</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2 「企業の技術力」の評価方法 (1)～(2)（略）</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	評価	内 容	評価点	優	・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。	3点	良	・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。	1点	可	・標準案と同等のもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられ、内容も適切と考えられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。	0点	不採用	・課題に対して適切な提案となっていないもの等。	0点	<p>愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用</p> <p>愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）の取扱については、この運用の定めるところによる。</p> <p>第1～5（略）</p> <p>第6 評価方法 事業課等は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を審査して評価案を作成する。評価案は別表9でまとめる。 各項目の評価方法については以下のとおりとする。</p> <p>1 「技術提案」の評価方法 簡易型方式競争入札の技術提案の評価方法は、原則次のとおりとするが、これによりがたい場合は、他の評価方法とすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 各提案の内容を以下により評価し、評価点を決定する。</p> <table border="1" data-bbox="1587 884 2617 1268"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内 容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>・標準案と同等又は下回るもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。 ・課題に対して適切な提案となっていないもの等。</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2 「企業の技術力」の評価方法 (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 契約後V Eの採用実績</p> <p>① 過去5年間の契約後V Eの採用実績を評価する。（採用通知書の日付で判断する。）なお、評価対象期間については、前年度までの過去5年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。</p> <p>② 国、愛知県、他の地方公共団体(特殊法人等含む。)が発注した工事の契約後V Eの採用実績を評価する。</p> <p>③ 愛知県内にある営業所が行った実績は、愛知県外で行ったものを含めて全て認める。愛知県外の営業所が行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合のみ評価する。</p>	評価	内 容	評価点	優	・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。	3点	良	・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。	1点	不採用	・標準案と同等又は下回るもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。 ・課題に対して適切な提案となっていないもの等。	0点	<p>・評価方法の見直し</p> <p>・評価項目の削除</p>
評価	内 容	評価点																											
優	・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。	3点																											
良	・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。	1点																											
可	・標準案と同等のもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられ、内容も適切と考えられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。	0点																											
不採用	・課題に対して適切な提案となっていないもの等。	0点																											
評価	内 容	評価点																											
優	・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。	3点																											
良	・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。	1点																											
不採用	・標準案と同等又は下回るもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。 ・課題に対して適切な提案となっていないもの等。	0点																											

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後	改正前	備考																																																																																															
<p>(3) 優良工事表彰 ①～⑤ (略)</p> <p>(4) 中長期的な担い手の確保 (別表 1 - 1 及び 1 - 2、3 適用工事) ①～⑤ (略)</p> <p>対象技術検定試験一覧表</p> <table border="1" data-bbox="299 468 1383 1249"> <thead> <tr> <th>建設業法の規定に基づく技術検定試験</th> <th>技術検定試験関連団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級土木施工管理技術検定試験</td><td rowspan="10">(一財) 全国建設研修センター</td></tr> <tr><td>2 級土木施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級管工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>2 級管工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級電気通信工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>2 級電気通信工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級造園施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>2 級造園施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級建設機械施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一社) 日本建設機械施工協会</td></tr> <tr><td>2 級建設機械施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級建築施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一財) 建設業振興基金</td></tr> <tr><td>2 級建築施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>建設業法の規定に基づく技術検定試験</td><td>技術検定試験関連団体</td></tr> <tr><td>1 級電気工事施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一財) 建設業振興基金</td></tr> <tr><td>2 級電気工事施工管理技術検定試験</td></tr> </tbody> </table> <p>※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認</p> <p>(5) 国家資格等の取得者 (別表 1 - 1 及び 1 - 2、3 適用工事) ①～⑦ (略)</p> <p>国家資格等一覧 (建設業法施行規則第 7 条の 3 第 2 号関係) 農業水産局及び農林基盤局 総合評価対象分</p> <table border="1" data-bbox="225 1583 1368 1929"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>証明書等</th> <th colspan="3">資格等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建設業法「技術検定」</td> <td rowspan="6">合格証明書</td> <td colspan="3">1 級建設機械施工管理技士</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 級建設機械施工管理技士(第一種～第六種)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 級土木施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>2 級土木施工管理技士</td> <td>種別</td> <td>土 木 薬 液 注 入</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 級建築施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>2 級建築施工管理技士</td> <td>種別</td> <td>建 築</td> </tr> </tbody> </table>	建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体	1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター	2 級土木施工管理技術検定試験	1 級管工事施工管理技術検定試験	2 級管工事施工管理技術検定試験	1 級電気通信工事施工管理技術検定試験	2 級電気通信工事施工管理技術検定試験	1 級造園施工管理技術検定試験	2 級造園施工管理技術検定試験	1 級建設機械施工管理技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会	2 級建設機械施工管理技術検定試験	1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金	2 級建築施工管理技術検定試験	建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体	1 級電気工事施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金	2 級電気工事施工管理技術検定試験	資格区分	証明書等	資格等の種類			建設業法「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工管理技士			2 級建設機械施工管理技士(第一種～第六種)			1 級土木施工管理技士			2 級土木施工管理技士	種別	土 木 薬 液 注 入	1 級建築施工管理技士			2 級建築施工管理技士	種別	建 築	<p>(4) 優良工事表彰 ①～⑤ (略)</p> <p>(5) 中長期的な担い手の確保 (別表 1 - 1 及び 1 - 2、3 適用工事) ①～⑤ (略)</p> <p>対象技術検定試験一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1567 468 2650 1249"> <thead> <tr> <th>建設業法の規定に基づく技術検定試験</th> <th>技術検定試験関連団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級土木施工管理技術検定試験</td><td rowspan="10">(一財) 全国建設研修センター</td></tr> <tr><td>2 級土木施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級管工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>2 級管工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級電気通信工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>2 級電気通信工事施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級造園施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一社) 日本建設機械施工協会</td></tr> <tr><td>2 級造園施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級建設機械施工技術検定試験</td><td rowspan="2">(一財) 建設業振興基金</td></tr> <tr><td>2 級建設機械施工技術検定試験</td></tr> <tr><td>1 級建築施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一財) 建設業振興基金</td></tr> <tr><td>2 級建築施工管理技術検定試験</td></tr> <tr><td>建設業法の規定に基づく技術検定試験</td><td>技術検定試験関連団体</td></tr> <tr><td>1 級電気工事施工管理技術検定試験</td><td rowspan="2">(一財) 建設業振興基金</td></tr> <tr><td>2 級電気工事施工管理技術検定試験</td></tr> </tbody> </table> <p>※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認</p> <p>(6) 国家資格等の取得者 (別表 1 - 1 及び 1 - 2、3 適用工事) ①～⑦ (略)</p> <p>国家資格等一覧 (建設業法施行規則第 7 条の 3 第 2 号関係) 農業水産局及び農林基盤局 総合評価対象分</p> <table border="1" data-bbox="1492 1583 2635 1929"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>証明書等</th> <th colspan="3">資格等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建設業法「技術検定」</td> <td rowspan="6">合格証明書</td> <td colspan="3">1 級建設機械施工技士</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 級建設機械施工技士 (第一種～第六種)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 級土木施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>2 級土木施工管理技士</td> <td>種別</td> <td>土 木 薬 液 注 入</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 級建築施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>2 級建築施工管理技士</td> <td>種別</td> <td>建 築</td> </tr> </tbody> </table>	建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体	1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター	2 級土木施工管理技術検定試験	1 級管工事施工管理技術検定試験	2 級管工事施工管理技術検定試験	1 級電気通信工事施工管理技術検定試験	2 級電気通信工事施工管理技術検定試験	1 級造園施工管理技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会	2 級造園施工管理技術検定試験	1 級建設機械施工技術検定試験	(一財) 建設業振興基金	2 級建設機械施工技術検定試験	1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金	2 級建築施工管理技術検定試験	建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体	1 級電気工事施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金	2 級電気工事施工管理技術検定試験	資格区分	証明書等	資格等の種類			建設業法「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工技士			2 級建設機械施工技士 (第一種～第六種)			1 級土木施工管理技士			2 級土木施工管理技士	種別	土 木 薬 液 注 入	1 級建築施工管理技士			2 級建築施工管理技士	種別	建 築	<p>・名称修正</p> <p>・名称修正</p>
建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体																																																																																																
1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター																																																																																																
2 級土木施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級管工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
2 級管工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級電気通信工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
2 級電気通信工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級造園施工管理技術検定試験																																																																																																	
2 級造園施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級建設機械施工管理技術検定試験		(一社) 日本建設機械施工協会																																																																																															
2 級建設機械施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金																																																																																																
2 級建築施工管理技術検定試験																																																																																																	
建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体																																																																																																
1 級電気工事施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金																																																																																																
2 級電気工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
資格区分	証明書等	資格等の種類																																																																																															
建設業法「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工管理技士																																																																																															
		2 級建設機械施工管理技士(第一種～第六種)																																																																																															
		1 級土木施工管理技士																																																																																															
		2 級土木施工管理技士	種別	土 木 薬 液 注 入																																																																																													
		1 級建築施工管理技士																																																																																															
		2 級建築施工管理技士	種別	建 築																																																																																													
建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体																																																																																																
1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター																																																																																																
2 級土木施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級管工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
2 級管工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級電気通信工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
2 級電気通信工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級造園施工管理技術検定試験		(一社) 日本建設機械施工協会																																																																																															
2 級造園施工管理技術検定試験																																																																																																	
1 級建設機械施工技術検定試験		(一財) 建設業振興基金																																																																																															
2 級建設機械施工技術検定試験																																																																																																	
1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金																																																																																																
2 級建築施工管理技術検定試験																																																																																																	
建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体																																																																																																
1 級電気工事施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金																																																																																																
2 級電気工事施工管理技術検定試験																																																																																																	
資格区分	証明書等	資格等の種類																																																																																															
建設業法「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工技士																																																																																															
		2 級建設機械施工技士 (第一種～第六種)																																																																																															
		1 級土木施工管理技士																																																																																															
		2 級土木施工管理技士	種別	土 木 薬 液 注 入																																																																																													
		1 級建築施工管理技士																																																																																															
		2 級建築施工管理技士	種別	建 築																																																																																													

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後				改正前				備考
			軀 体				軀 体	
		1級電気工事施工管理技士				1級電気工事施工管理技士		
		2級電気工事施工管理技士				2級電気工事施工管理技士		
		1級電気通信工事施工管理技士				1級電気通信工事施工管理技士		
		2級電気通信工事施工管理技士				2級電気通信工事施工管理技士		
		1級造園施工管理技士				1級造園施工管理技士		
		2級造園施工管理技士				2級造園施工管理技士		
資格区分	証明書等	資格等の種類		資格区分	証明書等	資格等の種類		
建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士		建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士		
		2級建築士				2級建築士		
技術士法「技術士試験」 ※H31.3 迄科目(「農業土木」等)を含む	登録証	建設、総合技術監理(建設)		技術士法「技術士試験」 ※H31.3 迄科目(「農業土木」等)を含む	登録証	建設、総合技術監理(建設)		
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)				建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)		
		農業「農業農村工学」又は「農業土木」、総合技術監理(農業「農業農村工学」又は「農業土木」)				農業「農業農村工学」又は「農業土木」、総合技術監理(農業「農業農村工学」又は「農業土木」)		
		電気電子、総合技術監理(電気電子)				電気電子、総合技術監理(電気電子)		
		機械、総合技術監理(機械)				機械、総合技術監理(機械)		
		機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」、総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」)				機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」、総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」)		
		機械「流体機器」又は「流体工学」、総合技術監理(機械「流体機器」又は「流体工学」)				機械「流体機器」又は「流体工学」、総合技術監理(機械「流体機器」又は「流体工学」)		
		水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」)				水産「水産土木」、総合技術監理(水産「水産土木」)		
		森林「林業・林産」又は「林業」、総合技術監理(森林「林業・林産」又は「林業」)				森林「林業・林産」又は「林業」、総合技術監理(森林「林業・林産」又は「林業」)		
		森林「森林土木」、総合技術監理(森林「森林土木」)				森林「森林土木」、総合技術監理(森林「森林土木」)		
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士		電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士		
		第2種電気工事士				第2種電気工事士		
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者(第1種～第3種)		電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者(第1種～第3種)		
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者		電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	とび、型枠施工、コンクリート圧送施工(いずれも1及び2級)		職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	とび、型枠施工、コンクリート圧送施工(いずれも1及び2級)		
		ウェルポイント施工(1及び2級)				ウェルポイント施工(1及び2級)		

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後				改正前				備考	
		鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」 (いずれも1及び2級)				鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」 (いずれも1及び2級)		・評価期間 の見直し	
		造園(1及び2級)				造園(1及び2級)			
その他		地すべり防止工事士		その他		地すべり防止工事士			
		建築設備士				建築設備士			
		計装士				計装士			
		基礎施工士				基礎施工士			
資格区分		資格等の種類		資格区分		資格等の種類			
その他		解体工事施工技士		その他		解体工事施工技士			
<p>(6) ICT活用工事の取組実績(別表1-1及び1-2、2の一部建設業) ①～③(略)</p> <p>(7) ISO9000シリーズの取得 ①～②(略)</p>				<p>(7) ICT活用工事の取組実績(別表1-1及び1-2、2の一部建設業) ①～③(略)</p> <p>(8) ISO9000シリーズの取得 ①～②(略)</p>					
<p>3 「配置予定技術者の能力」の評価方法</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3) CPD実績(別表1-1、1-2、2、3、4及び5適用工事)</p> <p>① 過去2年間における建設系CPD協議会加盟団体のCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表1-1、1-2、2及び5適用工事)</p> <p>過去1年間の建築CPD情報提供制度(運営:建築CPD運営会議)によるCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去1年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表3及び4適用工事)</p> <p>② 別表1-1及び1-2適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。</p> <p>③ 別表2及び5適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者を評価する。</p> <p>④ 別表3及び4適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。</p> <p>⑤ 建設系CPDの証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認める。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることとする。なお、加盟団体の内容及び推奨単位については、建設系CPD協議会のweb等で確認する。</p>				<p>3 「配置予定技術者の能力」の評価方法</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3) CPD実績(別表1-1、1-2、2、3、4及び5適用工事)</p> <p>① 過去3年間における建設系CPD協議会加盟団体のCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去3年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表1-1、1-2、2及び5適用工事)</p> <p>過去2年間の建築CPD情報提供制度(運営:建築CPD運営会議)によるCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表3及び4適用工事)</p> <p>② 別表1-1及び1-2適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める3年間(36ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める3年間(36ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。</p> <p>③ 別表2及び5適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める3年間(36ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者を評価する。</p> <p>④ 別表3及び4適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。</p> <p>⑤ 建設系CPDの証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認める。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることとする。なお、加盟団体の内容及び推奨単位については、建設系CPD協議会のweb等で確認する。</p>					

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後	改正前	備考																																																																
<p>〈参考〉建設系CPD協議会の推奨基準例 R3.1.1</p> <table border="1" data-bbox="290 262 1371 556"> <thead> <tr> <th>建設系CPD協議会</th> <th>単 位</th> <th>1年間の推奨基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公社)農業農村工学会</td> <td>CPD単位</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)森林・自然環境技術教育研究センター</td> <td>CPD時間</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>ユニット</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)土木学会</td> <td>CPD単位</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)日本技術士会</td> <td>CPD時間</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 建築CPD情報提供制度の推奨基準例 R3.1.1</p> <table border="1" data-bbox="290 640 1371 766"> <thead> <tr> <th>建築CPD情報提供制度運営</th> <th>単 位</th> <th>1年間の推奨基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD運営会議</td> <td>認定時間</td> <td>12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 「地域精通度地域貢献度」の評価方法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ボランティア活動実績 (別表1-1、1-2及び3適用工事)</p> <p>評価対象とするボランティア活動は次に掲げる「労働奉仕」(対価が無いもの。)とする。</p> <p>① 過去1年間のボランティア活動実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去1年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。</p> <p>② 工事場所の地域内又は愛知県内で会社として取り組んでいる無償のボランティア活動を、企業の信頼性項目として評価する。</p> <p>③ 国、愛知県及び愛知県内市町村のいずれかから感謝状等を授与された企業活動を評価する。また、国、愛知県及び愛知県内市町村等で構成する団体(協議会等)からの感謝状等も評価とする。</p> <p>④ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動は、4月から12月に公告する工事については前年の1月1日から前年の12月31日までのもの、1月から3月に公告する工事については前々年の1月1日から前々年の12月31日までのもので、活動報告書が提出されているものを認める。</p> <p>⑤ 愛知県と企業の森づくりに関する協定又は「海上の森」との企業連携プロジェクトの覚書を締結し、活動報告書が提出されているものを認める。</p> <p>⑥ 「山地防災ヘルパー」に認定され、活動報告書が提出されているものを認める。ただし、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とする。</p> <p>⑦ 工事場所が複数の事務所管内に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。</p> <p>⑧ ボランティア活動実績の加算点は別表1-1及び1-2及適用工事は2点、別表3</p>	建設系CPD協議会	単 位	1年間の推奨基準	備 考	(公社)農業農村工学会	CPD単位	50		(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	CPD時間	20		(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20		(公社)土木学会	CPD単位	50		(公社)日本技術士会	CPD時間	50		建築CPD情報提供制度運営	単 位	1年間の推奨基準	備 考	建築CPD運営会議	認定時間	12		<p>〈参考〉建設系CPD協議会の推奨基準例 R3.1.1</p> <table border="1" data-bbox="1558 262 2638 556"> <thead> <tr> <th>建設系CPD協議会</th> <th>単 位</th> <th>1年間の推奨基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公社)農業農村工学会</td> <td>CPD単位</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)森林・自然環境技術教育研究センター</td> <td>CPD時間</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>ユニット</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)土木学会</td> <td>CPD単位</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)日本技術士会</td> <td>CPD時間</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 建築CPD情報提供制度の推奨基準例 R3.1.1</p> <table border="1" data-bbox="1558 640 2638 766"> <thead> <tr> <th>建築CPD情報提供制度運営</th> <th>単 位</th> <th>1年間の推奨基準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD運営会議</td> <td>認定時間</td> <td>12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 「地域精通度地域貢献度」の評価方法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ボランティア活動実績 (別表1-1、1-2及び3適用工事)</p> <p>評価対象とするボランティア活動は次に掲げる「労働奉仕」(対価が無いもの。)とする。</p> <p>① 過去2年間のボランティア活動実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。</p> <p>② 工事場所の地域内又は愛知県内で会社として取り組んでいる無償のボランティア活動を、企業の信頼性項目として評価する。</p> <p>③ 国、愛知県及び愛知県内市町村のいずれかから感謝状等を授与された企業活動を評価する。また、国、愛知県及び愛知県内市町村等で構成する団体(協議会等)からの感謝状等も評価とする。</p> <p>④ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動は、4月から12月に公告する工事については前々年の1月1日から前年の12月31日までのもの、1月から3月に公告する工事については前々々年の1月1日から前々年の12月31日までのもので、活動報告書が提出されているものを認める。</p> <p>⑤ 愛知県と企業の森づくりに関する協定又は「海上の森」との企業連携プロジェクトの覚書を締結し、活動報告書が提出されているものを認める。</p> <p>⑥ 「山地防災ヘルパー」に認定され、活動報告書が提出されているものを認める。ただし、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とする。</p> <p>⑦ 工事場所が複数の事務所管内に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。</p> <p>⑧ ボランティア活動実績の加算点は別表1-1及び1-2及適用工事は2点、別表3</p>	建設系CPD協議会	単 位	1年間の推奨基準	備 考	(公社)農業農村工学会	CPD単位	50		(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	CPD時間	20		(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20		(公社)土木学会	CPD単位	50		(公社)日本技術士会	CPD時間	50		建築CPD情報提供制度運営	単 位	1年間の推奨基準	備 考	建築CPD運営会議	認定時間	12		<p>・評価期間の見直し</p>
建設系CPD協議会	単 位	1年間の推奨基準	備 考																																																															
(公社)農業農村工学会	CPD単位	50																																																																
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	CPD時間	20																																																																
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20																																																																
(公社)土木学会	CPD単位	50																																																																
(公社)日本技術士会	CPD時間	50																																																																
建築CPD情報提供制度運営	単 位	1年間の推奨基準	備 考																																																															
建築CPD運営会議	認定時間	12																																																																
建設系CPD協議会	単 位	1年間の推奨基準	備 考																																																															
(公社)農業農村工学会	CPD単位	50																																																																
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	CPD時間	20																																																																
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20																																																																
(公社)土木学会	CPD単位	50																																																																
(公社)日本技術士会	CPD時間	50																																																																
建築CPD情報提供制度運営	単 位	1年間の推奨基準	備 考																																																															
建築CPD運営会議	認定時間	12																																																																

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>適用工事は1点を上限とする。 (8)～(11) (略)</p> <p>5 共同企業体の取扱い (1)～(2) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第10 技術提案の履行確認等</p> <p>1 原則、「優」「良」と評価された技術提案は、技術提案特記仕様書に記載し履行させるものとする。また、「可」と評価された技術提案のうち、契約締結前に協議を行い、履行させることとした項目については、同様に技術提案特記仕様書に記載し履行させるものとする。ただし、施工において望ましくない内容については、履行しないよう協議を行うものとする。</p> <p>2 監督・検査により技術提案特記仕様書に記載された技術提案の履行の確認を行う。(履行確認の方法は、予め監督員と請負者で協議して定めるが、提案項目ごとの最初の確認は原則として立会確認とする。)</p> <p>3 「優」「良」と評価された技術提案の不履行が認められた場合は再度施工を求める。しかし、再度の施工が困難あるいは合理的でない等の理由で技術提案特記仕様書に記載された技術提案の不履行が確定した場合は、工事成績評定点から10点の減点を行うとともに、契約金額の減額を行う。契約金額の減額は次式で行う。 減額金額＝契約額×{1－(100＋契約時の加算点－5点)÷(100＋契約時の加算点)}</p> <p>附 則 この運用は、平成18年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成19年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成21年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成22年6月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成23年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>適用工事は1点を上限とする。 (8)～(11) (略)</p> <p>5 共同企業体の取扱い (1)～(2) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第10 技術提案の履行確認等</p> <p>1 原則、「優」「良」と評価された技術提案は、技術提案特記仕様書に記載し履行させるものとする。ただし、施工過程で望ましくない内容については、履行しないよう協議を行うものとする。</p> <p>2 監督・検査により技術提案特記仕様書に記載された技術提案の履行の確認を行う。(履行確認の方法は、予め監督員と請負者で協議して定めるが、提案項目ごとの最初の確認は原則として立会確認とする。)</p> <p>3 技術提案の不履行が認められた場合は再度施工を求める。しかし、再度の施工が困難あるいは合理的でない等の理由で技術提案特記仕様書に記載された技術提案の不履行が確定した場合は、工事成績評定点から10点の減点を行うとともに、契約金額の減額を行う。契約金額の減額は次式で行う。 減額金額＝契約額×{1－(100＋契約時の加算点－5点)÷(100＋契約時の加算点)}</p> <p>附 則 この運用は、平成18年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成19年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成20年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成21年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成22年6月10日から施行する。</p> <p>附 則 この運用は、平成23年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>・評価内容の補足</p>

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用 新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>この運用は、平成24年5月10日から施行する。 附 則 この運用は、平成24年7月5日から施行する。 附 則 この運用は、平成25年3月14日から施行する。 附 則 この運用は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成27年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成28年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和元年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和3年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和4年1月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>この運用は、平成24年5月10日から施行する。 附 則 この運用は、平成24年7月5日から施行する。 附 則 この運用は、平成25年3月14日から施行する。 附 則 この運用は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成27年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成28年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和元年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和3年6月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和4年1月1日から施行する。 附 則 この運用は、令和4年4月1日から施行する。</p>	